

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)	課題	変更理由	
第1章 災害対策・防犯	1. 災害対策・防犯		【目指す姿】 災害時の被害軽減を図るために、迅速な対応が可能な防災体制を構築するとともに、予防対策、応急対策、復旧対策を推進し、災害に強いまちを目指します。 地域における防災意識・危機対応の意識を醸成し、市民とともに地域防災力の向上に積極的に取り組むまちを目指します。 犯罪発生を抑止力として地域コミュニティによる防犯意識を高め、犯罪などが起こりにくいまちを目指します。	○大柱「防災・消防」は、「生活」の中柱「防犯のまちづくりの推進」を加え、「災害対策・防犯」に変更する。 ○大柱「生活」は、大柱「市民生活」に変更し、関連がある第4章に変更する。	
			1 .災害対策の推進		【災害対応】市民の生命、身体及び財産を保護するため、地域防災計画等の随時見直しや啓発を進め、市民の生命、身体及び財産を保護するなど迅速な災害対応を実施する必要がある。 【安全・安心】都市計画マスタープランの方針や立地適正化計画の防災指針に基づき、災害に強いまちづくりを推進していく必要がある。また、災害時の自助・共助・公助が互いに連携し一体となることで、被害を最小限にできるとともに、早期の復旧にもつながることから、それぞれの役割と取り組むべき内容について、周知啓発に努めていく必要がある。
			2.地域防災力の強化		【意識醸成】今後災害対策を進めるうえで、自助共助の重要性が更に高まってくると予想される。自主防災組織をはじめとした地域防災力の強化のため、自助共助の意識啓発を更に進めていく必要がある。
			3.消防体制の充実		【団員確保】消防団の団員数は全国的に減少傾向であり、朝霞市も例外ではない。地域防災の要である消防団の運営を円滑に進めるため、安定的に消防団員を確保する必要がある。
			4 .防犯のまちづくりの推進		【防犯啓発】高度化・複雑化する犯罪傾向を踏まえ、時代に即した防犯の対応ができるよう、防犯推進計画更新や啓発を更に進め、地域の防犯対策を推進し続ける必要がある。

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)	課題	変更理由
第2章 福祉・こども・健康	1. 地域共生社会の推進 【目指す姿】 高齢者・障害者・生活困窮者など、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことができる「地域共生社会」を実現するまちを目指します。	1.地域共生社会の構築	地域のつながりの希薄化などにより、孤独・孤立問題や生活課題の複雑・複合化が進み、制度の狭間となる様々な問題を抱える家庭や、分野をまたがる困難事例などが増加している。このため、関連部署・機関との連携強化を図り、身近な地域で包括的に受け止められる相談体制及び必要なアウトリーチ支援の体制を構築していく必要がある。 また、民生委員・児童委員の活動だけでなく、地域の様々な活動への参加による助け合いの活動の普及を促すとともに、多くの住民主体の活動が立ち上がるよう、地域の助け合い活動の担い手を養成していくなど、重層的支援体制の整備を推進する必要がある。	○大柱の「地域共生社会の推進」は、福祉の上位計画である地域福祉計画の基本理念であり、すべての市民を対象とするものであることから、大柱体系として、第2章の1とすべき。 ○地域共生社会の推進は、高齢・障害・生活困窮を包括的に受け止め、支え合い、一人一人が暮らしやすい地域を共につくる施策であることから、これまで大柱体系であった、「高齢者支援」「障害者支援」については、「地域共生社会の推進」に一本化し、中柱1は、これまでどおりの「地域共生社会の構築」とし、中柱2「共に生きる社会の実現」、中柱3「地域における自立生活支援」、中柱4「安全・安心な生活ができる環境の推進」を新たに位置付け、これまでの中柱「高齢者支援」「障害者支援」に位置付各小柱についても、整理・統合して中柱1から4へ位置付ける見直しをした。
		2.共に生きる社会の実現	高齢者及び障害のある人は年々増加傾向にあるが、認知症などのある高齢者やさまざまな障害特性への理解が十分とは言えないことから、継続的に市民に対し、広く認知症や障害に関する周知、啓発を行う必要がある。さらに、これらの人の権利が侵害されることのないよう、支援を推進する必要がある。 また、地域に暮らす障害のある人や引きこもりなどの様々な課題を抱える人に対しても、身近な人とのつながりづくりを進め、誰一人取り残すことのない、社会参加の機会を推進する必要がある。	
		3.地域における自立生活支援	【相談支援体制の充実】高齢・障害・生活困窮など複合的な様々な問題を抱える住民の相談を包括的に受け、各分野の必要な支援へ結びつけられる、多機関協働による支援展開をコーディネートできる相談支援の質的向上を含めた、体制の整備が必要である。 【高齢者・障害者福祉の充実】高齢者及び障害のある人の住み慣れた地域で、その人の自立した生活に向けて日常生活や社会生活を支援する、各種サービス等を充実させる必要がある。 【生活困窮者等への支援】生活に困窮する相談者に対し、継続して適正な支援を行い、状況に応じ生活保護につなげるなどにより、生活の安定、自立支援、学習支援等の、相談・支援業務の質を高めたセーフティーネット体制の構築に努める。 【就労支援】生活困窮者や障害のある人などへの、様々な就労支援のサービスについては、その人に適する就労支援となるよう、検討する必要がある。	
		4.安全・安心な生活ができる環境の推進	【見守り事業の充実】ひとり暮らしや高齢者・障害者のみ世帯の増加に伴い、見守り事業の需要の拡大が予想されることから、市独自の各種見守りに関するサービスに加えて、地域で見守る体制づくりが、より一層必要となる。 【住まいへの支援】地域で安全・安心な生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、住宅確保要配慮者への情報提供など、住まいと生活の一体的な支援を推進していく必要がある。	

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)	課題	変更理由
	2. 子ども・若者応援、子育て支援 【目指す姿】 全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を構築するため、子どもたちが「このまちで育ってよかった」と思い、保護者が「このまちで育ててよかった」と実感し、子育て・子育てを地域で応援するまちを目指します。	1.子ども・若者が健やかに育つための支援	【意識醸成】子ども・若者の権利を擁護し、人権侵害や犯罪、いじめや不登校などから守り、意見が尊重され、子ども・若者が自分らしく生きることができる社会づくりを醸成していく必要がある。	○令和7年度から令和11年度を計画期間とした「朝霞市こども計画」の策定を進めているため、当該計画の骨子に合わせた形で総合計画の柱立てを変更する。
		2.子ども・若者が夢を思い描くための支援	【意識醸成】青少年の地域社会への帰属意識を醸成するとともに、社会参加意識を高めていくための機会の提供や取組を関係団体と検討する必要がある。 【連携・周知強化】地域の宝である子ども・若者を関係団体や学校、事業者等と連携し、地域全体で支える体制づくりを推進し、子ども・若者の生きる力を引き出す施策の展開に努める必要がある。	
		3.子育て家庭を支えるための環境整備	【連携強化】こども家庭センターの設置など、母子保健機能と児童福祉機能の更なる連携を行うため、保健センター等との連携を強化し、切れ目のない支援を実施していく必要がある。 【周知強化】全ての家庭が安心して子育てできるよう、地域における子育て支援策として、引き続き、子育て支援センターなど気軽に集える場を提供するとともに、様々な情報発信や事業を通じ、利用者の増大を図っていく必要がある。	
		4.幼児期等の教育と保育の充実	【保育の質】保育人材を確保し保育の質を高めていく必要がある。多様なニーズに応える子育てサービスの充実を図る必要がある。	
	3. 保健(保険)・医療 【目指す姿】 くらしの中から健康づくりへの関心が高まり、意識向上が図られ、多くの市民に健康づくり活動の輪が広がるとともに、市民ニーズに対応した保健サービス、健康増進事業、健康危機管理体制などが展開され、健康長寿なまちを目指します。 また、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の被保険者が安心して医療サービスや介護サービスを受けられ健康な生活を送ることができるように、適切な年金の届け出を行い年金受給による安定的な生活を送れるまちを目指します。	1.健康づくりの支援	【機運醸成】市民、行政、事業者、関係機関と協同して健康づくりの取組を推進し、市民の健康保持増進のため、健(検)診や相談などの支援体制の充実に取り組んでいく必要がある。	○社会保障は多岐に渡り、一つの施策(大柱)に収まるものではないことから、(中柱)「社会保障制度の適正な運営」の名称を「保険事業等の適正な運営」に変更した上で(大柱)「保健(保険)・医療」に統合する。 ○中柱「地域医療体制の充実」の名称を「健康危機管理・地域医療の充実」に変更する。 ○中柱「社会保障制度の適正な運営」の名称を「保険事業等の適正な運営」に変更する。
		2.健康危機管理・地域医療の充実	【継続性】救急医療を含めた医療体制については現状を維持するとともに、感染症予防事業、健康危機管理体制の充実に取り組んでいく必要がある。	
		3.保険事業等の適正な運営	【国民健康保険制度】平成30年度の制度改正以降、県が財政運営の主体となり、事業は従前どおり市が担っている。今後においても、医療保険制度に関する市民の理解を促進し、資格管理、保険給付、保険税の適正な賦課やレセプトの点検など医療費の適正化を図りながら、円滑な運営に取り組む必要がある。 引き続き、制度に関する情報提供に努めるとともに、わかりやすく啓発する必要がある。 また、安定した財政運営を確保するため、国等の補助金を最大限に活用し、財源を確保することはもとより、医療給付に必要な費用等を適切に見込み、被保険者の負担に配慮しながら保険税率の改定を行う必要がある。 【後期高齢者医療制度】制度に関する情報提供に努めるとともに、わかりやすく啓発する必要がある。 【国民年金制度】効果的な事業運営が不可欠な事務であることから、制度をわかりやすく啓発する必要がある。 また、日本年金機構と協力・連携を図りながら、情報提供や相談体制の充実に取り組む必要がある。 【介護保険制度】介護を必要とする方が住み慣れた地域で適切な介護サービスを受けられるよう、介護サービス基盤の維持・確保に努める必要がある。	

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)	課題	変更理由
第3章 教育・文化	1. 学校教育 【目指す姿】 子どもに豊かな心と健やかな体を育むとともに、「令和の日本型学校教育」の理念に基づく個別最適な学びと協働的な学びにより社会の創り手となる力を身に付け、質の高い学校教育を支える教育環境が充実したまちを目指します。 また、学校・家庭・地域が相互に連携・協働し、地域全体の教育力が向上しているまちを目指します。	1.持続可能な社会の創り手の育成	【豊かな心と健やかな体の育成】発達段階に応じ児童生徒一人一人のきめ細やかな学習支援等を引き続き推進する。 【教育相談活動の充実】関係機関で連携して不登校・教育相談活動を充実させていく。特に不登校児童生徒については、該当児童生徒の背景を考慮しながら、更に充実を図る。 【部活動の在り方】各学校の現状を踏まえつつ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間労働の解消等の観点から、円滑に部活動が実施できるよう検討する。	○中柱を「朝霞の次代を担う人材の育成」から「持続可能な社会の創り手の育成」に変更する。 ○学校教育は、いま多様化する子どもたちが増えている中で、自立と社会参加を目指した取組を含め、重要な役割を果たすことが求められているため、新たな中柱「多様なニーズに対応した教育の推進」を設定する。 ○学校施設は老朽化が進んでおり、学校施設長寿命化計画(令和8年度から)に基づき、適切に維持管理を行う必要があること、また、目標使用年数を迎える教育施設について改築の検討を行う必要性が高いため、新たな中柱「教育施設の適切な維持管理」を設定する。
		2.確かな学力と自立する力の育成	【主体的・対話的で深い学びの推進】確かな学力を身に付けさせていくために、引き続き授業改善を推進する。 【多様な学びの保障】低学年補助員やあさかスクール・サポーター、英語指導助手のほか各種支援員の望ましい人的配置を図る。 【社会の形成に参画する力の育成】将来の社会を担っていくことができるよう、持続可能な開発のための教育(ESD)や消費者教育などを推進する。	
		3.多様なニーズに対応した教育の推進	(再掲)【教育相談活動の充実】関係機関で連携して不登校・教育相談活動を充実させていく。特に不登校児童生徒については、該当児童生徒の背景を考慮しながら、更に充実を図る。 (再掲)【多様な学びの保障】低学年補助員やあさかスクール・サポーター、英語指導助手のほか各種支援員の望ましい人的配置を図る。	
		4.質の高い学校教育を推進するための環境の充実	【教職員の資質向上・働き方改革】次代を担う子どもたちを育むために、今後も教職員研修の強化による教職員の資質向上を図るとともに、業務のデジタル化など負担軽減につながる方策により働き方改革を推進する。 【学びの環境整備】ICT環境の充実整備、近年の温暖化に対応した学習環境の整備。 【柔軟な教育環境の推進】中学校における特認校制度及び中学校自由選択制度については今後も継続し、魅力ある学校づくりを目指す必要がある。	
		5.教育施設の適切な維持・管理	【安心・安全な施設(設備含む)の改築や改修等】安心・安全かつ快適な教育環境を目指し、老朽化した教育施設の改築や改修、加えて設備の修繕等を計画的に実施する。 【教育課題に対する施設面での解決策の検討】過大規模校・不登校対策・プール指導のあり方などの教育課題に対して施設面での解決策の検討を進める。	
		6.学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	【学校応援団】子どもたちとの関わりを大切にしながら、学校の教育活動に協力していただく体制づくりを推進する。 【ふれあい推進事業】各中学校区の特色を生かした取組を引き続き展開する。 【学校運営協議会】すべての学校に学校運営協議会を設置し、学校の抱える課題に対して、地域・保護者の教育力を生かして取り組む。	

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)	課題	変更理由
	2. 生涯学習 【目指す姿】 市民のニーズに応えた学習、文化活動など、情報の提供や活動を通して「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」、生涯にわたって行う「学び」を支え、その成果を生かすことができるまちを目指します。	1.生涯にわたる学びの推進	【多様な学び】デジタル化は社会のあらゆる分野で進んでおり、スマートフォンやタブレットを身近なものとして活用し、社会変化に対応するための学びの提供や、講習や研修会などオンラインやリモートを活用した啓発事業の実施に取り組む必要があります。 【放課後の子どもの居場所づくり】平日の安全・安心な居場所作りのため、学校の空き教室等を活用し放課後の子どもの居場所づくりの充実を図る必要がある。 【部活動地域移行への支援】部活動の地域移行に向けて、スポーツ・文化団体の指導者と学校との連携協働を支援する必要がある。	○大柱 文言を整理する。 ○中柱「生涯学習活動の推進」を「生涯にわたる学びの推進」に変更する。
		2.学びを支える環境の充実	【安全・快適】施設改修の実施を予定している部署は、より安全で快適に施設が利用できるよう取り組んでいく。 【市民サービスのデジタル化】情報通信機器の普及やデジタル化など、社会の変化を的確に捉えとともに、市民ニーズの把握に努め、公民館、図書館、博物館における市民サービスのあり方を考えていく必要がある。 【学習活動の推進】情報ツールや学習方法、楽しみ方が多様化している中、限られた予算で効果的な事業の実施や適切な資料の収集・提供、施設の維持管理を行い、学習活動の推進と利用者満足度を高めていく必要がある。	
	3. スポーツ・レクリエーション 【目指す姿】 スポーツ・レクリエーション施設、事業が充実し、新たな指導者が育ち、市民がいつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるまちを目指します。	1.スポーツ・レクリエーション活動の推進	【環境整備】第2期朝霞市スポーツ推進計画で掲げた目標である「市民の60%以上が週1回以上運動する」ことを目指し、多くの方に参加いただけるような事業を展開するため、指導者を育成すると共に、適宜、種目や開催方法を見直していく必要がある。また、体育施設指定管理者と連携し、多くの方がスポーツに親しんでもらえるような環境整備を行う必要がある。 【部活動地域移行への支援】部活動の地域移行に向けて、スポーツ・文化団体の指導者と学校との連携協働を支援する必要がある。	○引き続き施策を推進していく。
		2.利用しやすい施設の提供	【施設整備】朝霞市公共施設等マネジメント実施計画において、改修等の優先順位が上位に位置付けられている朝霞中央公園野球場及び陸上競技場について、市民にとって安全・快適で利用しやすい施設となるよう、長寿命化改修に向けた検討を計画的に進めていく必要がある。また、それ以外の施設についても、指定管理者とともに定期的な施設点検を行い、修繕等、必要な対応を随時行う。	
	4. 地域文化 【目指す姿】 市民が芸術文化活動の成果を発表できる場と機会が確保され、様々な芸術文化にふれあうことができるとともに、「彩夏祭」などの地域イベントが市民の手で継続して開催され、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や誇りを持てるまちを目指します。	1.歴史や伝統の保護・活用	【文化財のプロモーション化】博物館法改正の趣旨に鑑み、文化財の保護・管理とともに、文化財を市の特徴を示すプロモーションとして使用できるよう、関係各課との情報共有を行っていく必要がある。	○引き続き施策を推進していく。
		2.芸術文化の振興	【伝統文化や地域芸能の次世代への伝承】伝統文化や地域芸能の次世代への伝承や後継者の育成を図ることが課題となっている。市民のニーズが団体活動に反映され、世代交代が進み、活発に活動する団体がある中で、高齢化し活動が続かなくなる団体も出てきている。引き続き、伝統・芸術文化を伝え、触れ、体験する機会の充実を図るとともに、様々な分野の文化活動を発信していく必要がある。	
		3.地域文化によるまちづくり	【地域活性化】市民まつりなど地域イベント活性化のため、市としても必要な支援をしていく必要がある。	

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)	課題	変更理由
第4章 環境・市民生活・コミュニティ	1. 環境 【目指す姿】 本市の魅力である豊かな緑と水辺が守り育まれ、誰もが健康で安心して暮らせるまちを目指します。 また、環境への負荷が少なく、持続可能な社会が構築されているまちを目指します。	1.住みよい環境づくりの推進	【環境調査の継続】・大気・水質環境調査などの結果は安定した数値を示しているが、今後も定期的な監視と対策を実施していく必要がある。 【緑地保全・緑化推進】・環境の保全、防災、景観形成、レクリエーションなどの機能を持つ緑の減少傾向を止めるため、積極的に保護・創出する必要がある。 【意識啓発・活動支援】・環境を改善するために、市は市民、事業者に対して意識啓発や活動支援を行うことが重要である。	○骨子(案)は変更なし
		2.低炭素・循環型社会の推進	【財政上の課題】・CO2の削減のためには、意識醸成等の啓発とともに、省エネ設備等の導入が不可欠であるが、財政上の問題もあり直ぐに実施することは難しい。そのため、施設の大規模改修等の際に、再エネや省エネ設備の導入を推進していくことが課題となる。 【協働】・脱炭素・循環型社会は、市民・事業者・行政が一体となって取り組まなければ達成することができない。カーボンニュートラル実現に向けて、産業、暮らし、交通、公共等あらゆる分野で取り組む必要がある。	
		3.環境教育・環境学習の推進	【効果の的確な把握】・広報やSNS等での環境関連記事の掲載や環境施策年次報告書の発行、「きれいなまちづくり運動」等の事業の開催等を通じて、市民や事業者の環境意識の向上を図っているが、効果が見えにくい。そのため、市民等が必要としている環境情報を的確に把握し、環境学習・環境教育の推進に反映させていることが課題である。 【情報提供・活動支援】・市民や事業者との環境情報や環境問題の共有や環境意識が向上するような取組を継続するため、分かり易い情報提供を積極的に行い、市民団体等への活動支援を継続するとともに、その内容について改善していく必要がある。	
	2. ごみ処理 【目指す姿】 市民、事業者、行政の三者の協働により、ごみの排出量の抑制と、ごみの再資源化への理解が進み、さらに推進された「低炭素・循環型社会」が構築されているまちを目指します。	1.ごみの減量・リサイクルの推進	【啓発】循環型社会の構築には、市民や事業者の協力が必要不可欠であるため、意識啓発を継続する必要があるほか、社会の変化に応じて啓発手法を見直していく必要がある。 【ごみ減量・再資源化の推進】今後もごみの適正分別、再資源化を推進していく必要がある。	○骨子(案)は変更なし
		2.ごみ処理体制の充実	【体制の充実】効率的な収集体制を維持し、ごみ処理施設の安全かつ適切な運転と維持管理を行うとともに、最終処分場の確保や再資源化に努めるなど、ごみ処理体制の充実を図る必要がある。 【広域化の推進】将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築を図るため、和光市や朝霞和光資源循環組合と継続して協議を行い、広域化を推進する必要がある。	
	3. 市民生活 【目指す姿】 消費者に必要な情報、消費者教育の機会が提供されるとともに、消費者被害の未然防止、被害回復のため消費生活相談を受けることができ、安心して消費生活を送れるまちを目指します。 市民の葬祭が滞りなく行うことができるまちとします。	1.消費者の自立支援の充実	【継続利用】複雑化する消費生活相談の対応を継続できるように、相談員のスキルアップをする必要がある。	○大柱「生活」は、大柱「市民生活」に変更し、第4章へ。その際、中柱「防犯のまちづくりの推進」は関連があるので第1章の大柱「災害対策・防犯」に移動する。
		2.安心できる葬祭の場の提供	【継続利用】斎場としての機能を継続できるよう計画的な、継続的な施設の改修を行う必要がある。	

章(分野)

施策(大柱)		施策(中柱)	課題	変更理由
4. コミュニティ	【目指す姿】 市民が地域コミュニティ活動や文化活動を行える基盤を整え、地域住民のコミュニティ活動が活発に行われるまちを目指します。	1 .コミュニティ活動の推進	【地域活性化】加入率の低下や役員の負担軽減などの課題解決に向けて、自治会連合会と連携して取り組む必要がある。	○骨子(案)は変更なし
		2.活動施設の充実	【継続性】利用者ニーズや朝霞市公共施設等マネジメント実施計画に基づき、大規模改修や修繕等が適切に実施できるよう指定管理者等の関係機関と連携して管理運営を行う。	
5. 市民活動	【目指す姿】 NPOなどの市民活動団体の活動の基盤が整い、活動に必要な情報の収集や相談、組織化や運営などへの支援が受けられることで、市民活動が活性化するまちを目指します。	1 .市民活動への支援	【設立・運営支援】地域の課題解決に取り組む市民活動団体の役割は幅広く、今後も様々な分野の活動が広がっていくことが見込まれるため、市民活動団体の設立・運営支援などで市が関与していく必要性は高い。そのため今後も支援を継続するとともに、団体が地域で継続した活動を担っていけるよう、支援する側のスキル向上を図ることも必要である。	○骨子(案)は変更なし
		2.市民活動環境の充実	【拠点施設】市民活動の拠点施設として、市民や市民活動団体の活動がサポートできるように、施設、備品の適切な維持管理等を行い、市民活動の一層の活性化を図る必要がある。	

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)	課題	変更理由
第5章 都市基盤・産業振興	1. 土地利用 【目指す姿】 まちの限られた土地資源が有効に活用され、公共交通機関の利便性の高い地域を中心に市街地がまとまり、緑地・自然環境と調和した、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を行えるまちを目指します。	1.市街地の適正な利用	【安全・安心】厳しい財政状況等を踏まえ、効率的な道路整備等を推進していくことが課題ではあるが、土地利用においては、地区計画などにより地区ごとにふさわしい良好なまちづくりを進めていくほか、道路整備基本計画に基づく道路拡幅による安全な歩行空間の確保など、人中心のまちなかづくりを推進する必要がある。また、舗装や橋梁、歩道橋の長寿命化対策を計画に基づき実施するほか、大地震の発災を見据えた、無電柱化の推進などに努める必要がある。	○近年、車中心から人中心のウォーカブルなまちなかの転換が求められていることから、中柱「公共空間の活用」を新たに位置付ける。
		2.市街地周辺の適正な利用	【自然環境】市内に残された貴重な緑を保全し、有効活用について検討していくことが課題ではあるが、道路や公園などの緑化を推進していく必要があり、また、公共空間の利活用について、官民で連携しながら検討し、にぎわいを創出する取り組みを進めていく必要がある。国道254号バイパス沿道については、地域経済の活性化に資する土地利用の検討を引き続き進める必要がある。	
		3.公共空間の利活用	車中心から人中心のウォーカブルなまちなかの転換が、地域の魅力を向上させ、にぎわいを創出する有効な手段となるほか、ゆとりある歩行者空間を整備することで、高齢者や障害者の方々にとっても暮らしやすいまちに繋がることから、都市の魅力向上を図る施策として、ウォーカブルなまちなかづくりを推進する必要がある。	
	2. 道路交通 【目指す姿】 道路・橋梁が整備されて適切な維持管理がなされ、子どもから高齢者までの誰もが安全で快適に道路を利用できるまちを目指します。 また、市内の公共交通を多くの市民が快適に利用できるまちを目指します。	1.やさしさに配慮した道づくり	【歩行空間の整備】引き続き、道路整備基本計画に基づいた拡幅予定路線の歩道整備を進めていくほか、朝霞駅南口駅前通りについては、現在設計が始まっている無電柱化事業を埼玉県と連携しながら推進していく。また、道路空間に余裕がある路線については、ベンチ等休息スペースの設置を進める。	○骨子(案)は変更なし
		2.まちの骨格となる道路づくり	【道路整備の推進】道路整備全般では、道路整備基本計画に基づき、効率的に整備を推進していくほか、都市計画道路については、事業認可を取得している駅東通線及び岡通線を優先して整備を進めるとともに、国道254号バイパスの早期全線開通に向け、引き続き国や県に働きかけていく必要がある。また、厳しい財政制約の中、真に必要な歩道整備やバリアフリー化に集中し、その他生活道路は歩行者に配慮した交通安全施設の充実を図るほか、ソフト面の対策を強化する必要がある。	
		3.良好な交通環境づくり	【公共交通の充実】地域公共交通計画に基づき、市内の面的な公共交通ネットワークの構築を目指し、公共交通空白地区の改善に取り組むとともに、利用実態に応じた市内循環バスの運行計画の見直しなど、まちづくりと一体となった持続可能な交通体系の構築について検討していく必要がある。また、朝霞台駅のエレベーターの早期完成やバリアフリー化に向けて、引き続き東武鉄道と連携していく。橋梁や歩道橋等のインフラ施設の老朽化が進んでおり、厳しい財政制約の中、適切な維持管理や施設更新が課題となっている。	

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)	課題	変更理由
	3. 緑・景観・環境共生 【目指す姿】 子どもから高齢者までの幅広い世代が、都市における公園や緑のオープンスペースで自然とふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動などの活動を行うことのできる、人の暮らしと自然環境の美しさが融合したまちを目指します。また、歩行者にやさしいゆとりある道路空間の形成を目指します。さらに市民や地域主体で公園整備や管理が行われ、地域に密着した、朝霞市らしい、市民に愛される公園のあるまちを目指します。 朝霞らしい魅力ある景観をみんなでつくり、守ることで、誰もが住み続けたい、訪れたいと感じられるまちを目指します。全ての人や生き物にやさしく、多くの市民が水辺に親しむことができる環境面への配慮が行き届いたまちを目指します。	1. まちの骨格となる緑づくり	【市民や事業者との協働】減少傾向にある市内の緑地について、市民や事業者との協働で適正に管理・保全し、質の維持・向上を図っていくほか、保護地区や保護樹木の指定やみどりのまちづくり基金を活用し、市内に残存する緑地の保全及び緑化の推進に努めることが重要である。また、新たな公園の整備について引き続き市民と協働で進め、グリーンインフラを取り入れた魅力ある公園づくりに注力していく。	○骨子(案)は変更なし
		2. うるおいのある生活環境づくり	【緑のネットワーク・拠点づくり】緑化推進条例に基づく保護地区や保護樹木制度等、引き続き様々な制度を活用して緑地の保全を推進していくほか、貴重な湧水がある公園や緑地の適切な維持管理を実施することが重要である。また、市内における公共施設や道路などを含めた緑化推進及び緑地保全の取組を行い、緑のネットワークや拠点づくりの推進を図る必要がある。	
		3. まちの魅力を生み出す景観づくり	【官民連携】景観まちづくりは、地域の実情に沿った個性あるまちづくりを推進するため、市民参加は必要不可欠であり、市民、事業者、行政が連携協働して取り組んでいく必要がある。景観重点地区であるシンボルロード周辺エリアについては、様々なステークホルダーが集い、公園、街路等の公共空間の利活用を軸とした、新しいまちなかづくりについて、官民連携で取り組みを進めていく必要がある。	
		4. 循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり	【循環型社会】地球温暖化対策や循環型社会の形成には、行政、企業、個人がそれぞれの役割に応じて実践していくことが求められており、行政が率先して役割を示していくとともに、各種媒体を有効活用し、効果的な啓発を行う必要がある。また、道路や公園などの公共空間の整備の際は、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの考えに基づき整備を推進していく必要がある。	
	4. 市街地整備 【目指す姿】 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えのもと、居住と居住に関わる医療、福祉、商業等の生活利便施設が適切に立地するよう、時間をかけながら緩やかな誘導を図り、公共交通と連携した持続可能でコンパクトなまちづくりを推進するとともに適正な宅地利用がなされ、防災、健康、衛生環境面などに配慮した、バランスのとれた住環境のあるまちを目指します。	1. コンパクトで利便性の高いまちづくり	人口減少・少子高齢化に対応したまちづくりを進め、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造の形成に資する具体的な区域や施策を定めるため、朝霞市地域公共交通計画と連携を図るとともに、住居・都市機能に関わる幅広い分野を包含したコンパクトなまちづくりを推進するため、交通、防災、産業(商業等)、環境、医療、高齢者福祉、子育て等の分野と連携を図る必要がある。	○令和4年度に策定した、立地適正化計画の概念を入れ込むこととし、大柱の目指すべき姿を一部修正し、中柱として「(1)コンパクトで利便性の高いまちづくり」を設定するとともに、「特性に応じた市街地づくり」は(1)→(2)に変更した。
		2. 特性に応じた市街地づくり	【適正な土地利用】あずま南地区土地区画整理事業については、令和11年度の完了を目標としており、事業が長期化することから、継続的な組合との調整を要することが課題であり、組合に対して必要な技術的援助や補助金の交付を行うなど、市も一体となり事業の推進に取り組む必要がある。また、都市計画法や建築基準法等の関係法令に基づく、許認可等を適正に行い、良好な住環境の創出に努める必要がある。また、防災機能向上のため、狭あい道路の拡幅やオープンスペースの確保に努める必要がある。	
	5. 住宅 【目指す姿】 住宅等が適切に管理され、良好な生活環境を維持することで、高齢者をはじめ、誰もが安心・安全に長く住み続けられるまちを目指します。	1. 住宅の確保	【適正な住宅等の管理】築年数が経過した住宅等の適切な管理の推進や、住宅確保要配慮者に対する支援を行うことが必要である。	○都市基盤の中の住宅施策を統合して大柱「住宅」を新たに作成する。
		2. 居住環境の維持・形成	【空き家対策の推進】住環境に悪影響を及ぼす管理不全な空き家にならないよう、空き家の予防や利活用等に係る取組が必要である。	

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)	課題	変更理由
	6. 上下水道整備	1. 上水道の整備・充実	【持続的な維持管理・運営】施設更新や維持管理のコスト増を踏まえ効率的な施工・運営に努めていく必要がある。 【耐震化】耐震性のある水道管への布設替えを進め、災害に強い水道施設を構築する必要がある。 【老朽管の更新】布設から40年(耐用年数)を迎える老朽管の計画的な更新を図っていく必要がある。 【浄水場の設備更新】予防保全の観点から、泉水・岡浄水場の老朽設備の計画的な更新を行う必要がある。 【災害対応】発災時に必要な水道水を安定供給できるよう、応急給水や復旧の体制を確保する必要がある。	○骨子(案)は変更なし
			【維持管理】「朝霞市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道管やポンプ施設などの、下水道施設の長寿命化や計画的な維持管理を進める必要がある。 【浸水対策】「朝霞市雨水管理総合計画」で位置づけた、浸水被害軽減対策を進める必要がある。	
	7. 産業活性化	1. 魅力ある商業機能の形成	・店舗経営の安定化や商店主の高齢化、後継者不足に対応した相談体制の構築などに取り組む ・商店街のにぎわいを創出するため、空き店舗等の有効な活用や魅力ある店舗の創業支援などに取り組む ・少子高齢化や市民のライフスタイルの変化に伴う市民の買い物環境の整備などについて検討する	○骨子(案)は変更なし
		2. 中小企業の経営基盤の強化	【活動支援】事業者が継続して活動できるような情報提供や相談体制の構築に努める必要がある。 【人材育成】後継者や若手経営者を育成していくことが重要である。 【商工会加入促進】地域経済の振興のため、商工会への加入促進に努めていく必要がある。 【経営支援】経営相談やセーフティーネット保証制度等の支援策を周知していく必要がある。	
		3. 企業誘致の推進	・企業誘致に適した土地が不足しているため、引き続き、企業誘致に適した用地創出の検討が必要となっている。	
		4. 都市農業の振興	・都市農業の振興を図るため、農産物直売の支援や学校給食での地場野菜の採用をするとともに、市民と生産者が交流する機会などを作って、地産地消を推進する。 ・農産物の供給機能や防災機能など多面的な機能を担う農地を保全するため、農地パトロールを実施して遊休農地の解消に努めるとともに、市民農園の運営や生産緑地地区の追加指定などを行って、農地の保全に努める。	
	8. 産業の育成と支援	1. 産業育成のための連携強化	・市内事業者の同業種間の連携を進めるとともに、行政は関係団体だけでなく民間事業者とも連携した取組を進める。産・学・官が連携し、異業種間交流の体制づくりを進める。 ・商工業事業者の高齢化や後継者不足に対応する取組を行う。 ・高齢化や人口減少により市内の農業人材の減少が見込まれるため、新たな農業経営者の育成や確保に取り組む。	○骨子(案)は変更なし
		2. 起業・創業の支援	・起業に関する相談やセミナーなどを実施して起業家を支援する。また、多くの方が参加するよう周知や開催方法を工夫する。 ・起業後も事業を軌道に乗せるために伴走型支援に取り組む。	
	6. 上下水道整備	1. 上水道の整備・充実	【持続的な維持管理・運営】施設更新や維持管理のコスト増を踏まえ効率的な施工・運営に努めていく必要がある。 【耐震化】耐震性のある水道管への布設替えを進め、災害に強い水道施設を構築する必要がある。 【老朽管の更新】布設から40年(耐用年数)を迎える老朽管の計画的な更新を図っていく必要がある。 【浄水場の設備更新】予防保全の観点から、泉水・岡浄水場の老朽設備の計画的な更新を行う必要がある。 【災害対応】発災時に必要な水道水を安定供給できるよう、応急給水や復旧の体制を確保する必要がある。	○骨子(案)は変更なし
			【維持管理】「朝霞市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道管やポンプ施設などの、下水道施設の長寿命化や計画的な維持管理を進める必要がある。 【浸水対策】「朝霞市雨水管理総合計画」で位置づけた、浸水被害軽減対策を進める必要がある。	
	7. 産業活性化	1. 魅力ある商業機能の形成	・店舗経営の安定化や商店主の高齢化、後継者不足に対応した相談体制の構築などに取り組む ・商店街のにぎわいを創出するため、空き店舗等の有効な活用や魅力ある店舗の創業支援などに取り組む ・少子高齢化や市民のライフスタイルの変化に伴う市民の買い物環境の整備などについて検討する	○骨子(案)は変更なし
		2. 中小企業の経営基盤の強化	【活動支援】事業者が継続して活動できるような情報提供や相談体制の構築に努める必要がある。 【人材育成】後継者や若手経営者を育成していくことが重要である。 【商工会加入促進】地域経済の振興のため、商工会への加入促進に努めていく必要がある。 【経営支援】経営相談やセーフティーネット保証制度等の支援策を周知していく必要がある。	
		3. 企業誘致の推進	・企業誘致に適した土地が不足しているため、引き続き、企業誘致に適した用地創出の検討が必要となっている。	
		4. 都市農業の振興	・都市農業の振興を図るため、農産物直売の支援や学校給食での地場野菜の採用をするとともに、市民と生産者が交流する機会などを作って、地産地消を推進する。 ・農産物の供給機能や防災機能など多面的な機能を担う農地を保全するため、農地パトロールを実施して遊休農地の解消に努めるとともに、市民農園の運営や生産緑地地区の追加指定などを行って、農地の保全に努める。	
	8. 産業の育成と支援	1. 産業育成のための連携強化	・市内事業者の同業種間の連携を進めるとともに、行政は関係団体だけでなく民間事業者とも連携した取組を進める。産・学・官が連携し、異業種間交流の体制づくりを進める。 ・商工業事業者の高齢化や後継者不足に対応する取組を行う。 ・高齢化や人口減少により市内の農業人材の減少が見込まれるため、新たな農業経営者の育成や確保に取り組む。	○骨子(案)は変更なし
		2. 起業・創業の支援	・起業に関する相談やセミナーなどを実施して起業家を支援する。また、多くの方が参加するよう周知や開催方法を工夫する。 ・起業後も事業を軌道に乗せるために伴走型支援に取り組む。	

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)	課題	変更理由
		9. 勤労者支援	【目指す姿】 勤労者である市民や市内事業所に勤める方が職場での悩み事等について身近な場所で相談を受けられ、労働関係法令を遵守した環境で働けるまちを目指します。 市内事業者が地域から人材を雇用できるとともに、就職を希望する市民がきめ細かな支援を受けられるまちを目指します。	○骨子(案)は変更なし
		1. 勤労者支援の充実	【事業周知】就労支援事業の参加者数が伸びない状況があり、各種事業の認知拡大を図る必要がある。 ・暮らしやすく働きやすいまちの実現に向けて、市内企業に多様な働き方やワーク・ライフ・バランスの取組などを働きかけるとともに、関係機関と連携して労働関係法等の周知に努める。 ・多様化する雇用形態に対応するため相談体制を見直しながら、勤労者支援を充実させる。	
		2. 雇用の促進	【事業周知】事業がより多くの市民に認知されるように、周知に努める必要がある。 【内職相談】求人の開拓が課題である。 ・関係機関と連携して合同就職面接会などを実施し、地域での雇用の促進に努める。関係機関と連携して就職支援相談やセミナーなどを実施し、就職を希望する方が希望する企業に就職できるよう支援していく。	

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)	課題	変更理由
第6章 基本構想を推進するために	1. 人権・多様性の尊重	1. 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援	【人権教育・人権啓発の推進】社会環境の変化に伴い、いじめや児童虐待、インターネットによる人権侵害など人権問題は多様化、複雑化している。多様な性や子どもの人権など、変化する人権問題の解決に向けて対応していくとともに、市民一人一人が人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため引き続き人権教育・人権啓発を推進する必要がある。 【研修会・講演会等の充実】研修会・講演会等は、人権問題を認識し理解する大切な機会と考える。指標の参加者数が目標の630人を達成していないため、従来の開催方法や周知方法に加え、どなたでも気軽に受講できる手法を検討・導入していく必要があると考える。 【問題解決に向けた支援・連携強化】人権侵害の事案は依然として増加傾向にあることから、人権相談においては、相談者が相談しやすい環境を作ることや、相談体制の充実を図るとともに、庁内関係部署や国、県等の関係機関との連携を強化する必要がある。	○大柱「人権の尊重」を「人権・多様性の尊重」とし、男女平等及び多文化共生も多様性に含まれることから、大柱の「男女平等」を「男女共同参画・性の多様性」に変更し中柱に、また、大柱の「多文化共生」も中柱にする。 ○中柱「問題解決に向けた支援体制の充実」は、人権問題解決のための取組であることから、位置付けられた取組(小柱)を中柱「人権教育・啓発活動」の取組(小柱)に位置付けたくえて、削除する。
		2. 男女共同参画・性の多様性	【意識醸成】市民の男女平等に対する意識醸成は、市民意識調査や啓発イベントにおけるアンケート調査結果をみると、引き続き取り組むべき課題であると考え。 また、誰もが持ち合わせている性のあり方を正しく理解し、偏見や差別等を助長することがないよう、多様な性を尊重するという視点に立った周知・啓発をすることで、市民の意識醸成を図る必要がある。 【理解促進】リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど認知度が低い事柄について、市民が正しい知識を得られるよう理解促進を図る必要がある。 【体制の充実】DV相談や女性総合相談は専門相談員が対応しているが、寄せられる相談内容は多様化、複雑化していることから、相談員のスキルアップなどによる相談体制の充実が必要である。 【情報発信と環境整備】就業上での女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、ポジティブ・アクションや顕彰制度などに関する情報発信を通じて環境整備に努める必要がある。	
		3. 多文化共生	【機運醸成】引き続き、行政情報の多言語化やビクトグラムの導入を推進するとともに、多文化推進サポーターなどを活用し、多文化共生に関する啓発事業に取り組み、異なる文化の相互理解の促進を図る。 【機運醸成】市内の多文化共生に取り組む団体と連携し、外国人市民の現状の把握に努めながら、多文化推進サポーター等を活用し、多文化共生意識の啓発を図る。	
	2. 市民参画・協働	1. 市民参画と協働の推進	【市民参画】公募委員候補者登録制度や審議会等のほか、様々な場面で市民が市政に関わる機会を増やすとともに、若年層へのアプローチを検討する必要がある。 【協働の推進】職員の協働に関する意識啓発を進めるとともに、地域の課題解決に取り組む市民活動団体等の育成や支援を行い、協働事業を展開していく必要がある。	○骨子(案)は変更なし
		2. 情報提供の充実と市民ニーズの把握	【積極的な広報・広聴】SNS等を活用し、市民が必要とする多くの情報を提供するとともに、「市への意見・要望」や「市政モニター」などを通じて、市民の市政参加に関する意識の高揚を図る必要がある。	
	【目指す姿】 年齢や性別、国籍などに関わりなく基本的人権を互いに尊重し、認め合い、その人らしく生きていくことができる差別のない明るいまちを目指します。			
	【目指す姿】 多くの人が気軽にまちづくりに参加できる機会を増やすとともに、市民が必要とする情報を提供し、市政への参画が市民にとって身近であるまちを目指します。			

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)	課題	変更理由
	3. 行財政			
	【目指す姿】 安定した財源を確保しつつ、デジタル化の推進を図りながら、効果的で効率的な行財政運営を行っていくことで、市民が必要とするサービスが将来にわたって持続的に提供されるまちを目指します。	1. 総合計画の推進	【わかりやすい成果の設定】行政評価における施策の効果を測る指標について、結果だけでなく、取組の結果どのような効果があったのかをわかりやすく市民に伝えられるよう、成果指標を設定するなどの工夫が必要である。 【市民参画の推進】市民とともに策定した総合計画を推進、評価していく上で、市民の意見がどのような形で反映されたのかが分かりづらいとの指摘があり工夫が必要。 【計画的な行政運営】施策、事業の効果と効率を見極めながら、市民の多様なニーズに柔軟に対応し、取組んでいく必要がある。	○中柱「適正かつ効率的な行政事務の遂行」のうち、取組(小柱)「ICT等の適正かつ効果的な活用」を中柱(4)「デジタル化の推進」に移行することと、計画的な行政運営を行うことは、中柱(1)「総合計画の推進」に含めことができると考えることから、中柱(4)を削除し、中柱(1)に含めることとする。 ○中柱「適正かつ効率的な行政事務の執行」の取組(小柱)にある「ICT等の適正かつ効果的な活用」を、本市の現状のほか行政改革推進実施計画や行政情報デジタル化推進方針の記載を踏まえるとともに、課題や小柱等との用語の統一を図るため、中柱(4)「デジタル化の推進」と位置付ける。 ○中柱(5)「機能的な組織づくりと人材育成」について、人材育成の充実を図っていく必要があることから表記を変更する。
		2. 公平・適正な負担による財政基盤の強化	【歳入の安定化】これまでの取組により、市税の未納額及び滞納者数は年々減少しているが、自主財源の根幹をなす市税については、今後も堅実な収納が求められていることから、更なる収納率の向上に向け取組んでいく必要がある。 【新たな財源の確保】市税収入の他、様々な歳入の可能性を検討するとともに、国・県等の補助金の動向の把握に努め、十分な活用を図る。	
		3. 公共施設の効果的・効率的な管理運営	【公共施設のあり方の検討】公共施設全般に老朽化が進んでいることから、公共施設等マネジメント実施計画等に基づく計画的な保全及び更新を行うため、公共施設マネジメント基金の運用状況や市全体の財政状況と整合性を図りながら進めていく必要がある。併せて、今後の人口動態や行政需要の変化に応じた、公共施設のあり方についても検討が必要となる。	
		4. デジタル化の推進	【デジタル化の推進】社会情勢の変化や労働人口の減少などにより、さらなる効率的な行政事務の執行が求められる中、業務の見直しや簡素化を進めていく必要がある。デジタル技術を活用することで、業務の効率化を図るとともに、市民の利便性向上につながるよう、既存の仕組みや考え方にとらわれない、新たな視点で行政情報のデジタル化に取組んでいく必要がある。	
		5. 機能的な組織づくりと人材育成の充実	【多様な行政需要への対応力】多様化する行政需要へ対応できるよう、柔軟な組織体制を構築する必要がある。また、多様化・複雑化する業務や様々な課題解決に対応できるよう、人材育成の充実を図る必要がある。	
		6. シティ・プロモーションの展開	【シティ・プロモーションの積極的展開】市政やイベント等に関する情報、市の魅力発信について、ホームページや広報、SNS等を活用し発信しているが、アンケート調査などでさらなる周知を求める声があり、各情報の対象者に応じたツールの活用や周知方法を工夫し、情報発信を行う必要がある。	